

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契113
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学豊中地区一般廃棄物収集運搬業務 一式
- (3) 請負期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 請負場所 大阪大学豊中地区

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて豊中市長より一般廃棄物の処理業者として許可を受けていることを証明する書類を提出できる者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書並びに公募型見積合わせ公告に示した見積参加資格(3)を満たすことを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1  
国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係  
電話 06-6105-6238
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和8年3月23日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

# 仕 様 書

請負の表示 大阪大学豊中地区一般廃棄物収集運搬業務 一式  
請負の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
請負の場所 国立大学法人大阪大学豊中地区（別表のとおり）

## 仕 様

1. 受注者は、一般廃棄物収集運搬業務を本仕様書及び図面並びに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に行うものとする。
2. 受注者は、搬出作業中に、飛散及び流出しないように注意して業務を遂行するとともに、搬出作業終了後は、集積場内を箒等により集塵のうえ、後片付けを十分に行うこと。  
また、周辺に古紙類が散在している場合は整理整頓し、本学の衛生的な環境の確保のため、清潔の保持に努めること。
3. 一般廃棄物の種類及び予定数量  
種 類 可燃ごみ（詳細は下記のとおり）  
予 定 数 量 202,420kg/年
4. 受注者は、毎日午前7時から午後4時30分までの間に廃棄物収集運搬車両で一般廃棄物集積場（別図のとおり）より収集することとし（土・日曜日、祝日及び12月31日から1月3日を除く）、搬出作業終了後は豊中市指定の処理場で処理するものとする。  
ただし、発注者の都合により、大学祭での臨時回収等、特別な運搬処理を依頼したとき、もしくは、中止を依頼した場合はこの限りではない。
5. 受注者は、作業終了後、作業完了報告書（豊中市伊丹市クリーンランド発行の計量伝票（写し）を添付）を国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係に提出するものとする。
6. 受注者は、受注者の過失により、発注者の建物及び附帯設備に破損または損傷を与えた場合は、弁償の責を負うものとする。
7. 請負業務に必要な機器・消耗品は、すべて受注者の負担とする。
8. その他詳細については、発注者と受注者の協議により行うものとする。

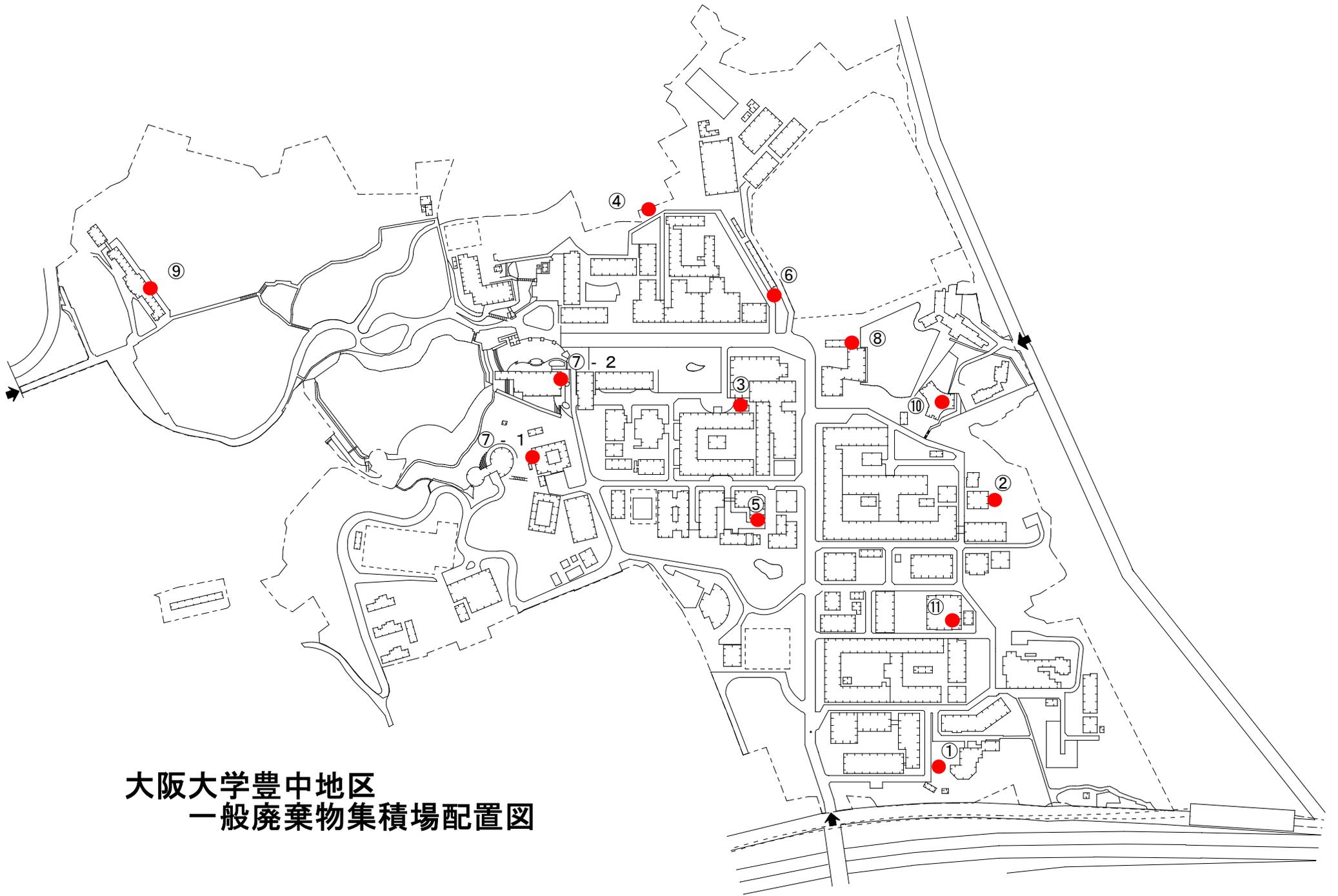
### （一般廃棄物の種類）

	区 分	基 準
一般廃棄物	可燃ごみ	厨芥類、紙類、木類及び繊維類 ・棒状のものは太さ15cm以内、長さ0.5m以内のもの ・箱状のものは3辺合計2m以内、1辺1m以内でつぶされたもの ・テープ状のものは長さ0.5m以内のもの

ただし、豊中市伊丹市クリーンランドへ搬入できないものは除く。

別表 豊中地区一般廃棄物集積場一覧

部局名	図面番号	郵便番号	住所	担当係
理学研究科	①	560-0043	豊中市待兼山町1-1	理学研究科契約係
基礎工学研究科	②	560-8531	豊中市待兼山町1-3	基礎工学研究科契約係
附属図書館	③	560-0043	豊中市待兼山町1-4	附属図書館図書館企画課会計係
人文学研究科	③	560-0043	豊中市待兼山町1-5、1-8	人文学研究科契約係
法学研究科・高等司法研究科	③	560-0043	豊中市待兼山町1-6	法学研究科・高等司法研究科会計係
経済学研究科	③	560-0043	豊中市待兼山町1-7	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係
全学教育推進機構	④	560-0043	豊中市待兼山町1-16	全学教育推進機構等会計第一係
キャンパスライフ健康支援・相談センター	④、⑤	560-0043	豊中市待兼山町1-17	キャンパスライフ健康支援・相談センター会計係（豊中総合学館）
国際公共政策研究科	⑤	560-0043	豊中市待兼山町1-31	経済学研究科・国際公共政策研究科会計係
財務部契約課	⑤	560-0043	豊中市待兼山町1-31	財務部契約課契約第一係
教育・学生支援部	⑥、⑦	560-0043	豊中市待兼山町1-10	教育・学生支援部学生・キャリア支援課学生支援第二係
D3センター	⑧	560-0043	豊中市待兼山町1-32	情報推進部情報企画課会計係
総合学術博物館・待兼山修学館	⑨	560-0043	豊中市待兼山町1-20	共創推進部社会連携課会計係
ましかね保育園	⑩	560-0043	豊中市待兼山町1-18-3	企画部ダイバーシティ推進課支援係
豊中共創棟A、B	⑪ (A、B共用)	560-0043	豊中市待兼山町1-2	財務部資産管理課資産運営係



大阪大学豊中地区  
一般廃棄物集積場配置図

第2号様式

見 積 書 (案)

調達番号 : 財契113

調達件名 : 大阪大学豊中地区一般廃棄物収集運搬業務 一式

見 積 金 額 1 kgにつき 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電 話 番 号

[印]

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

## 請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学豊中地区一般廃棄物収集運搬業務 一式  
請負代金額 1kg 当たりの単価 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 円也)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 尾崎 雅則 と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書及び図面に基ついて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 一般廃棄物の収集は、別紙図面に示す一般廃棄物集積場において行うものとする。

第5条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

第6条 受注者は発注者に対し、毎月の業務完了後、作業完了報告書を国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は毎月の業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は、免除する。

第10条 この契約の期間中、特別の事由により金額の変更を行う必要が生じた場合は、発注者と受注者の間において、協議して変更することができるものとする。

第11条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

第12条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第13条 この契約について、発注者と受注者の間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄

裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第 14 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者の間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は、2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

(以下は、電子署名を行う場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 吹田市山田丘 1 番 1 号  
国立大学法人大阪大学  
理事 尾崎 雅則

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。